

昭和四十四年法律第五十七号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律

目次

- 第一章 総則（第一条—第五条）
 第二章 急傾斜地崩壊危険区域に関する管理等（第六条—第二十条）
 第三章 急傾斜地崩壊危険区域に関する費用（第二十一条—第二十三条）
 第四章 雜則（第二十四条—第二十六条の二）
 第五章 罰則（第二十七条—第三十条）
 附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、急傾斜地の崩壊による災害から国民の生命を保護するため、急傾斜地の崩壊を防止するために必要な措置を講じ、もつて民生の安定と国土の保全とに資することを目的とする。(定義)

第二条 この法律において「急傾斜地」とは、傾斜度が三十度以上である土地をいう。

(急傾斜地崩壊危険区域の指定)

第三条 都道府県知事は、この法律の目的を達成するために必要があると認めるときは、関係市町村長（特別区の長を含む。以下同じ。）の意見をきいて、崩壊するおそれのある急傾斜地で、その崩壊により相当数の居住者その他の者に危害が生ずるおそれのあるもの及びこれに隣接する土地のうち、当該急傾斜地の崩壊が助長され、又は誘発されるおそれがないようにするため、第七条第一項各号に掲げる行為が行なわれるることを制限する必要的ある土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定することができる。

第四条 前項の指定は、この法律の目的を達成するために必要な最小限度のものでなければならぬ。
 3 都道府県知事は、第一項の指定をするときは、国土交通省令で定めるところにより、当該急傾斜地崩壊危険区域を公示するとともに、その旨を開係市町村長に通知しなければならない。これを廃止するときも、同様とする。

4 急傾斜地崩壊危険区域の指定又は廃止は、前項の公示によつてその効力を生ずる。
 (調査)

第五条 前条第一項の指定は、必要に応じ、当該指定に係る土地に関し、地形、地質、降水等の状況に関する現地調査をして行なうものとする。

(調査のための立入り)
第六条 都道府県知事又はその命じた者は、前条の調査のためにやむを得ない必要があるときは、他人の占有する土地に立ち入り、又は特別の用途のない他の人の土地を材料置場若しくは作業場として一時使用することができる。

2 前項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、あらかじめ、その旨を当該土地の占有者に通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが困難であるときは、この限りでない。

3 第一項の規定により宅地又はかき、さく等で開まれた他人の占有する土地に立ち入ろうとする場合においては、その立ち入ろうとする者は、立入りの際、あらかじめ、その旨を当該土地の占有者に告げなければならない。

4 日出前及び日没後においては、土地の占有者の承諾があつた場合を除き、前項に規定する土地に立ち入つてはならない。

5 第一項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

6 第一項の規定により特別の用途のない他の土地を材料置場又は作業場として一時使用しようとする者は、あらかじめ、当該土地の占有者及び所有者に通知して、その意見をきかなければならない。

7 土地の占有者又は所有者は、正当な理由がない限り、第一項の規定による立入り又は一時使用を拒み、又は妨げてはならない。

8 都道府県は、第一項の規定による立入り又は一時使用により損失を受けた者は、都道府県と損失を受けた者とが協議しなければならない。前項の規定による損失の補償については、都道府県と損失を受けた者が協議しなければならない。

第二章 急傾斜地崩壊危険区域に関する管理等

(標識の設置)

第九条 都道府県は、急傾斜地崩壊危険区域の指定があつたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該急傾斜地崩壊危険区域内にこれを表示する標識を設置しなければならない。

第七条 急傾斜地崩壊危険区域内における行為の制限

6 第六条 都道府県は、急傾斜地崩壊危険区域の指定があつたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該急傾斜地崩壊危険区域内にこれを表示する標識を設置しなければならない。

7 土地の占有者又は所有者は、正当な理由がない限り、第一項の規定による立入り又は一時使用を拒み、又は妨げてはならない。

8 都道府県は、第一項の規定による立入り又は一時使用により損失を受けた者は、都道府県と損失を受けた者とが協議しなければならない。

9 前項の規定による協議が成立しない場合には、都道府県は、自己の見積った金額を損失を受けた者に支払わなければならない。この場合において、当該金額について不服のある者は、政令で定めるところにより、補償金の支払を受けた日から三十日以内に、収用委員会に土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第九十四条の規定による裁決を申請することができる。

10 前項の規定による協議が成立しない場合には、都道府県は、自己の見積った金額を損失を受けた者に支払わなければならない。この場合において、当該金額について不服のある者は、政令で定めるところにより、補償金の支払を受けた日から三十日以内に、収用委員会に土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第九十四条の規定による裁決を申請することができる。

第八条 監督処分

1 都道府県知事は、次の各号の一に該当する者に対して、前条第一項の許可を取り消し、若しくは同項の許可に附した条件を変更し、又は制限行為の中止その他制限行為に伴う急傾斜地の崩壊を防止するために必要な措置をとることを命ずることができる。
 2 前項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとするときは、あらかじめ、都道府県知事に協議することをもつて足りる。

3 前項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、あらかじめ、都道府県知事に協議することをもつて足りる。

4 前項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、あらかじめ、都道府県知事に協議することをもつて足りる。

1 前条第一項の規定に違反した者

2 前条第一項の規定に附した条件に違反した者

3 偽りの他不正な手段により前条第一項の許可を受けた者

都道府県知事は、前項の規定により必要な措置をとることを命じようとする場合において、過失がなくてその措置をとることを命ずべき者を確知することができず、かつ、これを放置することが著しく公益に反すると認められるときは、その者の負担において、その措置をみずから行ない、又はその命じた者若しくは委任した者に行なわせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、その措置をとるべき旨及びその期限までにその措置をとらないときは、都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者がその措置を行なうべき旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

(土地の保全等)

第九条 急傾斜地崩壊危険区域内の土地の所有者、管理者又は占有者は、その土地の維持管理については、当該急傾斜地崩壊危険区域内における急傾斜地の崩壊が生じないように努めなければならない。

2 急傾斜地崩壊危険区域内における急傾斜地の崩壊により被害を受けるおそれのある者は、当該急傾斜地の崩壊による被害を除却し、又は軽減するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 都道府県知事は、急傾斜地崩壊危険区域内における急傾斜地の崩壊による災害を防止するため必要があると認める場合には、当該急傾斜地崩壊危険区域内の土地の所有者、管理者又は占有者、その土地内において制限行為を行つた者、当該急傾斜地の崩壊により被害を受けるおそれのある者等に対し、急傾斜地崩壊防止工事の施行その他の必要な措置をとることを勧告することができる。

(改善命令)

第十一条 都道府県知事は、急傾斜地崩壊危険区域内の土地において制限行為(当該急傾斜地崩壊危険区域の指定前に行なわれた行為又はその指定の際すでに着手している行為であつて、その行為が当該指定後に行なわれたとしたならば制限行為に該当する行為となるべきものを含む。以下同じ。)が行なわれ、かつ、当該制限行為に伴う急傾斜地の崩壊を防止するために必要な急傾斜地崩壊防止工事がなされていないか又はさきわめて不完全であるとのために、これを放置するときは、当該制限行為に伴う急傾斜地の崩壊のおそれが著しいと認められる場合には、その著しいおそれを除去するために必要であり、かつ、土地の利用状況、当該制限行為が行なわれるに至つた事情等からみて相当であると認められる限度において、当該制限行為の行なわれた土地の所有者、管理者又は占有者に対し、相当の猶予期限をつけて、急傾斜地崩壊防止工事の施行を命ずることができる。

2 前項に規定する場合において、制限行為の行なわれた土地の所有者、管理者又は占有者以外の者の行為によつて同項に規定する急傾斜地の崩壊の著しいおそれが生じたことが明らかであり、その行為をした者に同項の工事の全部又は一部を行なわせることが相当であると認められ、かつ、これを行なわせることについて当該制限行為が行なわれた土地の所有者、管理者又は占有者に異議がないときは、都道府県知事は、その行為をした者に対して、同項の工事の全部又は一部の施行を命ずることができる。

3 前二項の規定は、第八条第一項各号に掲げる者に対する適用しない。

4 第八条第二項の規定は、第一項又は第二項の場合について準用する。

(立入検査)

第十二条 都道府県は、急傾斜地崩壊防止工事のうち、制限行為に伴う急傾斜地の崩壊を防止するため必要な工事以外の工事で、当該急傾斜地の所有者、管理者若しくは占有者又は当該急傾斜土地に立ち入り、当該土地又は当該土地における急傾斜地崩壊防止工事の状況を検査することができる。

3 第五条第五項の規定は、前項の場合について準用する。

2 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

い。(都道府県の施行する急傾斜地崩壊防止工事)

都道府県は、前項の規定により必要な措置をとることを命じようとする場合において、過失がなくてその措置をとることを命ずべき者を確知することができず、かつ、これを放置することが著しく公益に反すると認められるときは、その者の負担において、その措置をみずから行ない、又はその命じた者若しくは委任した者に行なわせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、その措置をとるべき旨及びその期限までにその措置をとらないときは、都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者がその措置を行なうべき旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

(土地の保全等)

第九条 急傾斜地崩壊危険区域内の土地の所有者、管理者又は占有者は、その土地の維持管理については、当該急傾斜地崩壊危険区域内における急傾斜地の崩壊が生じないように努めなければならない。

2 急傾斜地崩壊危険区域内における急傾斜地の崩壊により被害を受けるおそれのある者は、当該急傾斜地の崩壊による被害を除却し、又は軽減するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 都道府県知事は、急傾斜地崩壊危険区域内における急傾斜地の崩壊による災害を防止するため必要があると認める場合には、当該急傾斜地崩壊危険区域内の土地の所有者、管理者又は占有者、その土地内において制限行為を行つた者、当該急傾斜地の崩壊により被害を受けるおそれのある者等に対し、急傾斜地崩壊防止工事の施行その他の必要な措置をとることを勧告することができる。

(改善命令)

第十一条 都道府県は、急傾斜地崩壊危険区域内の土地において制限行為(当該急傾斜地崩壊危険区域の指定前に行なわれた行為又はその指定の際すでに着手している行為であつて、その行為が当該指定後に行なわれたとしたならば制限行為に該当する行為となるべきものを含む。以下同じ。)が行なわれ、かつ、当該制限行為に伴う急傾斜地の崩壊を防止するために必要な急傾斜地崩壊防止工事がなされていないか又はさきわめて不完全であるとのために、これを放置するときは、当該制限行為に伴う急傾斜地の崩壊のおそれが著しいと認められる場合には、その著しいおそれを除去するために必要であり、かつ、土地の利用状況、当該制限行為が行なわれるに至つた事情等からみて相当であると認められ、かつ、これを行なわせることについて当該制限行為が行なわれた土地の所有者、管理者又は占有者に異議がないときは、都道府県知事は、その行為をした者に対して、同項の工事の全部又は一部の施行を命ずることができる。

2 前項に規定する場合において、制限行為の行なわれた土地の所有者、管理者又は占有者以外の者の行為によつて同項に規定する急傾斜地の崩壊の著しいおそれが生じたことが明らかであり、その行為をした者に同項の工事の全部又は一部を行なわせることが相当であると認められ、かつ、これを行なわせることについて当該制限行為が行なわれた土地の所有者、管理者又は占有者に異議がないときは、都道府県知事は、その行為をした者に対して、同項の工事の全部又は一部の施行を命ずることができる。

3 前二項の規定は、第八条第一項各号に掲げる者に対する適用しない。

(立入検査)

第十三条 国又は地方公共団体以外の者が急傾斜地崩壊防止工事を施行しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2 国又は地方公共団体は、急傾斜地崩壊防止工事を施行しようとするときは、あらかじめ、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。

(急傾斜地崩壊防止工事の施行の基準)

第十四条 急傾斜地崩壊防止工事は、急傾斜地崩壊危険区域内における急傾斜地の崩壊の原因、機構及び規模に応じて、有効かつ適切なものとしなければならない。

2 急傾斜地崩壊防止工事は、政令で定める技術的基準に従い、施行しなければならない。

(適用の除外)

第十五条 前二条の規定は、急傾斜地崩壊防止工事が砂防法による砂防工事、森林法による保安施設事業に係る工事又は地すべり等防止法による地すべり防止工事若しくはぼた山崩壊防止工事である場合における当該急傾斜地崩壊防止工事については、適用しない。

(附帯工事の施行)

第十六条 都道府県は、都道府県営工事により必要を生じた急傾斜地崩壊防止工事が砂防工事、森林法による保安施設事業に係る工事又は地すべり等防止法による地すべり防止工事若しくはぼた山崩壊防止工事である場合における当該急傾斜地崩壊防止工事については、適用しない。

(附帯工事の施行)

2 前項の場合において、他の工事が河川工事(河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)が適用され、又は準用される河川の河川工事をいう。以下同じ。)又は道路(道路法(昭和二十七年法律第百八十号)による道路をいう。以下同じ。)に関する工事であるときは、当該他の工事の施行については、同項の規定は、適用しない。

(土地の立入り等)

第十七条 都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者は、都道府県営工事のためにやむを得ない必要があるときは、他人の占有する土地に立ち入り、又は特別の用途のない他の人の土地を材料置場若しくは作業場として一時使用することができる。

2 第五条第二項から第十項までの規定は、前項の場合について準用する。

(急傾斜地崩壊防止工事に伴う損失の補償)

第十八条 土地収用法第九十三条第一項の規定による場合を除き、都道府県営工事を施行したことにより、当該都道府県営工事を施行した土地に面する土地について、通路、みぞ、かき、さくそ

の他の施設若しくは工作物を新築し、増築し、修繕し、若しくは移転し、又は盛土若しくは切土をするやむを得ない必要があると認められる場合においては、都道府県は、これらの工事をすることを必要とする者（以下この条において「損失を受けた者」という。）の請求により、これに要する費用の全部又は一部を補償しなければならない。この場合において、都道府県又は損失を受けた者は、補償金の全部又は一部に代えて、都道府県が当該工事を施行することを要求することができる。

2 前項の規定による損失の補償は、都道府県営工事の完了の日から一年を経過した後においては、請求することができない。

3 第一項の規定による損失の補償については、都道府県と損失を受けた者が協議しなければならない。

4 前項の規定による協議が成立しない場合においては、都道府県又は損失を受けた者は、政令で定めるところにより、収用委員会に土地収用法第九十四条の規定による裁決を申請することができる。

第十九条 削除

（国土交通大臣の指示）

第二十条 国土交通大臣は、急傾斜地の崩壊による災害が発生し、又は発生するおそれがあると認められる場合において、災害の発生を防止し、又は災害を軽減するため緊急の必要があると認められるときは、都道府県に対し、第三条第一項及び第三項、第七条第一項、第二項及び第四項、第八条第一項、同条第二項（第十条第四項において準用する場合を含む。）、第九条第三項、第十一条第一項及び第二項、第十二条第一項並びに第十二条第一項に規定する事務に關し、必要な指示をすることができる。

（第三章 急傾斜地崩壊危険区域に関する費用
（都道府県営工事に要する費用の補助）

第二十一条 国は、都道府県に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、都道府県営工事に要する費用の二分の一以内を補助することができる。

（附帯工事に要する費用）

第二十二条 都道府県営工事により必要を生じた他の工事又は都道府県営工事を施行するために必要な工事に要する費用は、第七条第一項の許可に附した条件に特別の定めがある場合及び同条第四項の協議による場合を除き、その必要を生じた限度において、都道府県がその全部又は一部を負担するものとする。

2 前項の場合において、他の工事が河川工事又は道路に関する工事であるときは、当該他の工事に要する費用については、同項の規定は、適用しない。

（受益者負担金）

第二十三条 都道府県は、都道府県営工事により著しく利益を受ける者がある場合においては、その利益を受ける限度において、その者に、当該都道府県営工事に要する費用の一部を負担させることができる。

2 前項の場合において、負担金の徴収を受ける者の範囲及びその徴収方法については、都道府県の条例で定める。

第四章 雜則

（独立行政法人住宅金融支援機構等の資金の貸付けについての配慮）

第二十四条 独立行政法人住宅金融支援機構及び沖縄振興開発金融公庫は、法令及びその事業計画の範囲内において、第九条第三項又は第十条第一項若しくは第二項の規定による勧告又は命令に基づく急傾斜地崩壊防止工事の施行が円滑に行われるよう、必要な資金の貸付けについて配慮するものとする。

（国有地の無賃貸付け等）

第二十五条 普通財産である国有地は、都道府県営工事により設置する急傾斜地崩壊防止施設の用に供する場合においては、国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第二十二条又は第二十八条の規定にかかわらず、当該都道府県に無償で貸し付け、又は譲与することができる。

（報告の徵取）
第二十六条 都道府県知事は、急傾斜地崩壊危険区域内の土地の所有者、管理者若しくは占有者又は当該土地において急傾斜地崩壊防止工事若しくは制限行為を行ない、若しくは行なつた者に対し、この法律の施行に關して必要な報告を求めることができる。

（権限の委任）
第二十七条 第八条第一項の規定による都道府県知事の命令に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は十万円以下の罰金に処する。

第二十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は五万円以下の罰金に処する。

（報告の義務）
第二十九条 次の各号の一に該当する者は、一万円以下の罰金に処する。

一 第六条の規定により設置した標識を移動し、汚損し、又は破損した者

二 第七条第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第二十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

（業務の執行）
第三十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對しても各本条の罰金刑を科する。

（施行期日）
第二十九条 第七条第一項の規定に違反した者

三十一条 第十一条第一項又は第二項の規定による都道府県知事の命令に違反した者

三 第十二条第一項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

三 第二十九条 第十二条第一項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

四 第二十九条 第十二条第一項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

四 第二十九条 第十二条第一項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

五 第二十九条 第十二条第一項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

五 第二十九条 第十二条第一項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

六 第二十九条 第十二条第一項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

六 第二十九条 第十二条第一項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

七 第二十九条 第十二条第一項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

七 第二十九条 第十二条第一項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

八 第二十九条 第十二条第一項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

八 第二十九条 第十二条第一項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

九 第二十九条 第十二条第一項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

九 第二十九条 第十二条第一項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

十 第二十九条 第十二条第一項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

十 第二十九条 第十二条第一項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

十一 第二十九条 第十二条第一項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

十一 第二十九条 第十二条第一項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

十二 第二十九条 第十二条第一項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

十二 第二十九条 第十二条第一項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

十三 第二十九条 第十二条第一項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

十三 第二十九条 第十二条第一項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成一四年二月八日法律第一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一七年七月六日法律第八二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該

各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

附 則 (令和五年五月二六日法律第三四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施

行する。